

(記入例：本人が届出を行う場合)

①～⑪の記入方法は、「登録政治資金監査人証票(亡失・損壊)届出書記入要領」をご参照ください。

## 登録政治資金監査人証票(亡失・~~損壊~~)届出書

①

政治資金適正化委員会 殿

②

令和 ○○ 年 ×× 月 △△ 日

③

住 所 東京都○○区○○町  
○○丁目○○番

④

事務所等の所在地等 東京都××区××町  
×丁目×番

⑤

(登録番号第 ○○○ 号)

⑥

登録政治資金  
監査人氏名 適正 太郎

⑦

登録政治資金監査人証票を ~~亡失・損壊~~ したので、政治資金規正法施行規則第29条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

⑧

登録政治資金監査人証票の番号

△△△△

⑨

亡失・~~損壊~~ した年月日及び場所

令和○○年××月□□日 事務所内にて

⑩

亡失・~~損壊~~ した事由

誤って破棄してしまった。

⑪

その他参考となるべき事項

(注) 1 不要の文字は、抹消すること。

2 登録政治資金監査人証票を損壊したため当該届出書を提出するときは、損壊した登録政治資金監査人証票を添付して返還すること。

3 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。

(記入例：相続人が届出を行う場合)

①～⑪の記入方法は、「登録政治資金監査人証票(亡失・損壊)届出書記入要領」をご参照ください。

## 登録政治資金監査人証票(亡失・~~損壊~~)届出書

①

政治資金適正化委員会 殿

②

令和 〇〇 年 ×× 月 △△ 日

③

住 所 東京都〇〇区〇〇町  
〇〇丁目〇〇番

④

事務所等の所在地等 東京都××区××町  
×丁目×番

⑤

(登録番号第 〇〇〇 号)

⑥

登録政治資金監査人氏名 適正 太郎

⑦

相続人 適正 花子

登録政治資金監査人証票を ~~亡失・損壊~~ したので、政治資金規正法施行規則第29条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

⑧

登録政治資金監査人証票の番号

不明

⑨

亡失・~~損壊~~した年月日及び場所

令和〇〇年××月〇〇日 事務所内にて

⑩

亡失・~~損壊~~した事由

誤って破棄してしまった。

⑪

その他参考となるべき事項

(注) 1 不要の文字は、抹消すること。

2 登録政治資金監査人証票を損壊したため当該届出書を提出するときは、損壊した登録政治資金監査人証票を添付して返還すること。

3 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。

## 登録政治資金監査人証票(亡失・損壊)届出書記入要領

- ① 亡失又は損壊のうち該当しない項目を二重線等で削除してください。
- ② 届出年月日を記入してください。
- ③ 登録している住所を記入してください。
- ④ 登録している事務所の所在地等を記入してください。なお、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合は、所在地の下に法人の名称を併せて記入してください。
- ⑤ 登録政治資金監査人の登録番号を記入してください。
- ⑥ 登録政治資金監査人本人が証票の亡失・損壊の届出をされる場合には、本人が記入してください。  
また、登録政治資金監査人の相続人又は法定代理人が証票の亡失・損壊の届出をされる場合には、相続人又は法定代理人が登録政治資金監査人の氏名を記入してください。
- ⑦ 登録政治資金監査人の相続人又は法定代理人が証票の亡失・損壊の届出をされる場合には、相続人又は法定代理人である旨と相続人又は法定代理人の氏名を記入してください。  
登録政治資金監査人本人が証票の亡失・損壊の届出をされる場合には、記入する必要はありません。  
(例) 相続人 適正 花子
- ⑧ 登録政治資金監査人証票の番号を記入してください。証票の番号は、登録番号と一致していない場合がありますので、ご注意ください。  
なお、証票の番号がわからない場合は、「不明」と記入してください。
- ⑨ 証票を亡失又は損壊した年月日及び場所を記入してください。なお、年月日については、具体的な日付を記入してください。  
また、表題に記載されている「亡失・損壊」の文字のうち該当しないほうを二重線で削除してください。  
(例) 亡失・~~損壊~~した年月日及び場所 令和〇〇年××月□□日 事務所内にて

次ページへ続く

- ⑩ 証票を亡失・損壊した事由を具体的に記入してください。  
また、表題に記載されている「亡失・損壊」の文字のうち該当しないほうを二重線で削除してください。  
(例) 亡失・~~損壊~~した事由 誤って破棄してしまった。
- ⑪ その他参考となるべき事項がある場合には、記入してください。

※ 登録政治資金監査人証票の再交付が必要な場合は、登録政治資金監査人証票再交付申請書を併せて提出していただく必要があります。詳しくは「登録政治資金監査人証票再交付申請書記入例」等をご参照ください。